

# 住宅部門-

空き家を改修し、住宅として 利活用している事例

### 応募条件

- ①県内の空き家(空き家になる前の用途が住宅(併用住宅、兼用住宅を含む)であった建築物)で、改修工事等を実施し、平成25年4月1日から令和5年3月31日までに改修工事が終了した事例であること。
- ②建築基準法等の法令違反がないこと。
- ※応募者は、物件の関係者(所有者、管理者、入居者、設計者、施工者)に 限ります。(物件の関係者等で構成するグループによる応募も可能です)
- ※所有者以外が応募する場合には、所有者の同意が必要です。

## 非住宅部門——

空き家を改修し、店舗やゲストハウスなど 非住宅の用途で利活用している事例

### 応募方法・応募先

持参、郵送またはとっとり電子申請サービスによりご応募ください。

【鳥取県地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課】 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

#### 【とっとり電子申請サービス】

https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList\_detail?tempSeq=8327



<del>募</del> 期 (木) ~8/25

(12月上旬 審査結果発表予定)

品 相当 (各部門1点) 優秀賞

』 賞 / 鳥取県 産 品

万円 相当

(各部門から複数点選出)

主 催】鳥取県

【問い合わせ先】地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課 TEL:0857-26-7390 FAX:0857-26-8107 E-mail:chusan-chiikiseisaku@pref.tottori.lg.jp 詳しくはこちらをご覧下さい

副賞

最

優

秀

空き家利活用コンテスト2023のご案内

https://www.pref.tottori.lg.jp/310761.htm

